

議案第 29 号

職員の給与に関する条例等の一部改正について

次のとおり職員の給与に関する条例等の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成24年11月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
-------	-------

別表第1 行政職給料表（第3条関係）

略

備考

1 略

2 この表の適用を受ける職員のうち次に掲げる者の給料月額
額は、同表に定める給料月額にそれぞれに定める割合（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

(1) 職務の級が1級から5級までである者 1,000分の960

(2) 職務の級が6級から9級までである者 1,000分の932

別表第1 行政職給料表（第3条関係）

略

備考

1 略

2 この表の適用を受ける職員のうち次に掲げる者の給料月額
額は、同表に定める給料月額にそれぞれに定める割合（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

(1) 職務の級が1級から5級までである者 1,000分の978

(2) 職務の級が6級から9級までである者 1,000分の949

別表第2 公安職給料表（第3条関係）

略

備考

1 略

2 この表の適用を受ける職員のうち次に掲げる者の給料月額
額は、同表に定める給料月額にそれぞれに定める割合（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会
が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額
に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50
円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切
り上げるものとする。）とする。

(1) 職務の級が1級から6級までである者 1,000分の
960

(2) 職務の級が7級から9級までである者 1,000分の
932

別表第2 公安職給料表（第3条関係）

略

備考

1 略

2 この表の適用を受ける職員のうち次に掲げる者の給料月額
額は、同表に定める給料月額にそれぞれに定める割合（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会
が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額
に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50
円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切
り上げるものとする。）とする。

(1) 職務の級が1級から6級までである者 1,000分の
978

(2) 職務の級が7級から9級までである者 1,000分の
949

別表第3 教育職給料表（第3条関係）

ア 教育職給料表（1）

略

備考

- 1 略
- 2 この表の適用を受ける職員のうち次に掲げる者の給料月額
額は、同表に定める給料月額（その職務の級が3級である
職員で人事委員会規則で定めるものについては、同表に定
める給料月額に7,700円をそれぞれ加算した額）にそれぞ
れに定める割合（他の職員との権衡上必要と認められる限
度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を
乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、
これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたとき
は、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

（1） 職務の級が1級から特2級までである者 1,000分

別表第3 教育職給料表（第3条関係）

ア 教育職給料表（1）

略

備考

- 1 略
- 2 この表の適用を受ける職員のうち次に掲げる者の給料月額
額は、同表に定める給料月額（その職務の級が3級である
職員で人事委員会規則で定めるものについては、同表に定
める給料月額に7,700円をそれぞれ加算した額）にそれぞ
れに定める割合（他の職員との権衡上必要と認められる限
度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を
乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、
これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたとき
は、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

（1） 職務の級が1級から特2級までである者 1,000分

の960

(2) 職務の級が3級又は4級である者 1,000分の932

イ 教育職給料表(2)

略

備考

1 略

2 この表の適用を受ける職員のうち次に掲げる者の給料月額
額は、同表に定める給料月額（その職務の級が3級である
職員で人事委員会規則で定めるものについては、同表に定
める給料月額に7,500円をそれぞれ加算した額）にそれぞ
れに定める割合（他の職員との権衡上必要と認められる限
度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を
乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、
これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたとき
は、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

(1) 職務の級が1級から特2級までである者 1,000分

の978

(2) 職務の級が3級又は4級である者 1,000分の949

イ 教育職給料表(2)

略

備考

1 略

2 この表の適用を受ける職員のうち次に掲げる者の給料月
額は、同表に定める給料月額（その職務の級が3級である
職員で人事委員会規則で定めるものについては、同表に定
める給料月額に7,500円をそれぞれ加算した額）にそれぞ
れに定める割合（他の職員との権衡上必要と認められる限
度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を
乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、
これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたとき
は、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

(1) 職務の級が1級から特2級までである者 1,000分

の960

(2) 職務の級が3級又は4級である者 1,000分の932

別表第4 研究職給料表 (第3条関係)

略

備考

1 略

2 この表の適用を受ける職員のうち次に掲げる者の給料月額
額は、同表に定める給料月額にそれぞれに定める割合（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会
が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額
に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円
以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り
上げるものとする。）とする。

(1) 職務の級が1級から3級までである者 1,000分の

960

の978

(2) 職務の級が3級又は4級である者 1,000分の949

別表第4 研究職給料表 (第3条関係)

略

備考

1 略

2 この表の適用を受ける職員のうち次に掲げる者の給料月額
額は、同表に定める給料月額にそれぞれに定める割合（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員
会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額
に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円
以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り
上げるものとする。）とする。

(1) 職務の級が1級から3級までである者 1,000分の

978

(2) 職務の級が4級又は5級である者 1,000分の932

別表第5 医療職給料表(第3条関係)

ア 略

イ 医療職給料表(2)

略

備考

1 略

2 この表の適用を受ける職員のうち次に掲げる者の給料月額は、同表に定める給料月額にそれぞれに定める割合(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。)とする。

(1) 職務の級が1級から5級までである者 1,000分の

(2) 職務の級が4級又は5級である者 1,000分の949

別表第5 医療職給料表(第3条関係)

ア 略

イ 医療職給料表(2)

略

備考

1 略

2 この表の適用を受ける職員のうち次に掲げる者の給料月額は、同表に定める給料月額にそれぞれに定める割合(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。)とする。

(1) 職務の級が1級から5級までである者 1,000分の

960

(2) 職務の級が6級又は7級である者 1,000分の932

ウ 医療職給料表(3)

略

備考

1 略

2 この表の適用を受ける職員のうち次に掲げる者の給料月額
額は、同表に定める給料月額にそれぞれに定める割合（他
の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員
会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その
額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50
円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切
り上げるものとする。）とする。

(1) 職務の級が1級から5級までである者 1,000分の

960

(2) 職務の級が6級又は7級である者 1,000分の932

978

(2) 職務の級が6級又は7級である者 1,000分の949

ウ 医療職給料表(3)

略

備考

1 略

2 この表の適用を受ける職員のうち次に掲げる者の給料月額
額は、同表に定める給料月額にそれぞれに定める割合（他
の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員
会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その
額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50
円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切
り上げるものとする。）とする。

(1) 職務の級が1級から5級までである者 1,000分の

978

(2) 職務の級が6級又は7級である者 1,000分の949

別表第6 海事職給料表（第3条関係）

略

備考

- 1 略
- 2 この表の適用を受ける職員のうち次に掲げる者の給料月額
額は、同表に定める給料月額にそれぞれに定める割合（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

(1) 職務の級が1級から4級までである者 1,000分の960

(2) 職務の級が5級である者 1,000分の932

別表第6 海事職給料表（第3条関係）

略

備考

- 1 略
- 2 この表の適用を受ける職員のうち次に掲げる者の給料月額
額は、同表に定める給料月額にそれぞれに定める割合（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

(1) 職務の級が1級から4級までである者 1,000分の978

(2) 職務の級が5級である者 1,000分の949

(任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年鳥取県条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第6条 第4条の規定により任期を定めて採用された職員(同条第1号に掲げる場合に係るものに限る。以下「第1号任期付研究員」という。)には、次の給料表(同表に定める給料月額に<u>1,000分の960</u>を乗じて得た額(その額に500円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数が生じたときは、これを1,000円に切り上げるものとする。))を給料月額とする。以下同じ。)を適用する。</p> <p>略</p> <p>2 第4条の規定により任期を定めて採用された職員(同条第2号に掲げる場合に係るものに限る。以下「第2号任期付研究</p>	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第6条 第4条の規定により任期を定めて採用された職員(同条第1号に掲げる場合に係るものに限る。以下「第1号任期付研究員」という。)には、次の給料表(同表に定める給料月額に<u>1,000分の978</u>を乗じて得た額(その額に500円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数が生じたときは、これを1,000円に切り上げるものとする。))を給料月額とする。以下同じ。)を適用する。</p> <p>略</p> <p>2 第4条の規定により任期を定めて採用された職員(同条第2号に掲げる場合に係るものに限る。以下「第2号任期付研究</p>

員」という。)には、次の給料表(同表に定める給料月額に1,000分の960を乗じて得た額(その額に500円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数が生じたときは、これを1,000円に切り上げるものとする。))を給料月額とする。)を適用する。

略

3～7 略

員」という。)には、次の給料表(同表に定める給料月額に1,000分の978を乗じて得た額(その額に500円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数が生じたときは、これを1,000円に切り上げるものとする。))を給料月額とする。)を適用する。

略

3～7 略

(任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 任期付職員の採用等に関する条例(平成14年鳥取県条例第67号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(給与に関する特例) 第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員 (企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41	(給与に関する特例) 第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員 (企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41

年鳥取県条例第39号) 第1条及び病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成7年鳥取県条例第3号) 第1条に規定する企業職員を除く。以下「特定任期付職員」という。) には、次の給料表(同表に定める給料月額に1,000分の960を乗じて得た額(その額に500円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数が生じたときは、これを1,000円に切り上げるものとする。)を給料月額とする。以下同じ。)を適用する。

略

2～6 略

年鳥取県条例第39号) 第1条及び病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成7年鳥取県条例第3号) 第1条に規定する企業職員を除く。以下「特定任期付職員」という。) には、次の給料表(同表に定める給料月額に1,000分の978を乗じて得た額(その額に500円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数が生じたときは、これを1,000円に切り上げるものとする。)を給料月額とする。以下同じ。)を適用する。

略

2～6 略

(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成23年鳥取県条例第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

附 則

(施行期日)

1 略

(研究職給料表の適用を受ける職員の職務の級の切替え)

2 略

(研究職給料表の適用を受ける職員の号給の切替え)

3・4 略

(職務の級及び号給の切替えに伴う経過措置)

- 5 切替日の前日から引き続き研究職給料表の適用を受ける職員で、前3項の規定により定められる切替日における給料月額（以下この項において「新給料月額」という。）が切替日の前日に受けていた給料の月額（同日において職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年鳥取県条例第109号）附則第15項から第17項まで若しくは第21項から第23項まで又は職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年鳥取県条例第43号）附則第7条第1項から第3項までの規定の適

附 則

(施行期日)

1 略

(研究職給料表の適用を受ける職員の職務の級の切替え)

2 略

(研究職給料表の適用を受ける職員の号給の切替え)

3・4 略

(職務の級及び号給の切替えに伴う経過措置)

- 5 切替日の前日から引き続き研究職給料表の適用を受ける職員で、前3項の規定により定められる切替日における給料月額（以下この項において「新給料月額」という。）が切替日の前日に受けていた給料の月額（同日において職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年鳥取県条例第109号）附則第15項から第17項まで若しくは第21項から第23項まで又は職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年鳥取県条例第43号）附則第7条第1項から第3項までの規定の適

用を受けていた者にあつては、これらの規定の適用がなかったとした場合の額。以下この項において「旧給料月額」という。)に達しないこととなるものの給料月額は、平成27年3月31日までの間、新給料月額に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を加えた額に1,000分の995（職務の級が1級である職員にあつては、1,000分の960）を乗じて得た額（第1号に該当する職員にあつては、その額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げた額とし、第2号に該当する職員にあつては、その額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額とする。以下この項において「経過措置額」という。）とする。ただし、改正後の職員の給与に関する条例第3条及び第4条の規定により算出した場合における給料月額が経過措置額に達することとなる場合には、その達した日以後の給料月額については、この限りでない。

(1)・(2) 略

用を受けていた者にあつては、これらの規定の適用がなかったとした場合の額。以下この項において「旧給料月額」という。)に達しないこととなるものの給料月額は、平成27年3月31日までの間、新給料月額に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を加えた額（職務の級が1級である職員にあつては、当該額に1,000分の978を乗じて得た額（第1号に該当する職員にあつては、その額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げた額とし、第2号に該当する職員にあつては、その額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額とする。）。以下この項において「経過措置額」という。）とする。ただし、改正後の職員の給与に関する条例第3条及び第4条の規定により算出した場合における給料月額が経過措置額に達することとなる場合には、その達した日以後の給料月額については、この限りでない。

(1)・(2) 略

6 略

(人事委員会への委任)

7 略

6 略

(人事委員会への委任)

7 略

(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成24年鳥取県条例第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p data-bbox="344 895 441 927">附 則</p> <p data-bbox="273 970 423 1002">(施行期日)</p> <p data-bbox="262 1050 351 1082">1 略</p> <p data-bbox="273 1125 423 1157">(経過措置)</p> <p data-bbox="262 1201 1120 1388">2 行政職給料表の適用を受ける職員のうち職務の級及び号給が 2級74号給から125号給までであるもの（以下「特定職員」とい う。）並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員（医療職</p>	<p data-bbox="1229 895 1326 927">附 則</p> <p data-bbox="1158 970 1308 1002">(施行期日)</p> <p data-bbox="1146 1050 1236 1082">1 略</p> <p data-bbox="1158 1125 1308 1157">(経過措置)</p> <p data-bbox="1146 1201 2004 1388">2 行政職給料表の適用を受ける職員のうち職務の級及び号給が 2級74号給から125号給までであるもの（以下「特定職員」とい う。）並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員（医療職</p>

給料表(1)の適用を受ける職員を除く。)でその職務の級及び号給が特定職員に対応するものとして人事委員会規則で定めるものに対する第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例(以下「新給与条例」という。)別表第1から別表第6まで及び第5条の規定による改正後の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(以下「新平成23年改正条例」という。)附則第5項の規定の適用については、平成27年3月31日までの間、新給与条例別表第1から別表第6までの備考2及び新平成23年改正条例附則第5項の規定中「1,000分の960」とあるのは、「1,000分の968」とする。

- 3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち次のいずれかに該当する職員であって、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料の月額から1万円を控除した額(行政職給料表の適用を受ける職員で職務の級が1級又は2級であるもの(以下「行政職2級以下職員」という。))並びに同表以外の各

給料表(1)の適用を受ける職員を除く。)でその職務の級及び号給が特定職員に対応するものとして人事委員会規則で定めるものに対する第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例(以下「新給与条例」という。)別表第1から別表第6まで及び第5条の規定による改正後の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(以下「新平成23年改正条例」という。)附則第5項の規定の適用については、平成27年3月31日までの間、新給与条例別表第1から別表第6までの備考2及び新平成23年改正条例附則第5項の規定中「1,000分の978」とあるのは、「1,000分の986」とする。

- 3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち次のいずれかに該当する職員であって、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料の月額から1万円を控除した額(行政職給料表の適用を受ける職員で職務の級が1級又は2級であるもの(以下「行政職2級以下職員」という。))並びに同表以外の各

給料表の適用を受ける職員で職務の級及び号給が行政職 2 級以下職員に対応するものとして人事委員会規則で定めるものにあつては、当該職員が同日において受けていた給料の月額を勘案して人事委員会規則で定める額) に1,000分の982を乗じて得た額 (新平成23年改正条例附則第 5 項第 2 号に該当する職員以外の職員にあつては、その額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げた額とし、同号に該当する職員にあつては、その額に1円未満の端数が生じたときはその端数を切り捨てた額とする。) に達しないこととなるものには、平成25年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

(1)・(2) 略

4～7 略

(人事委員会への委任)

8 略

給料表の適用を受ける職員で職務の級及び号給が行政職 2 級以下職員に対応するものとして人事委員会規則で定めるものにあつては、当該職員が同日において受けていた給料の月額を勘案して人事委員会規則で定める額) に達しないこととなるものには、平成25年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

(1)・(2) 略

4～7 略

(人事委員会への委任)

8 略

附 則

この条例は、平成25年1月1日から施行する。